## 志木市営農燃油等価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の感染拡大及び経済情勢の変動による、燃油、肥料等の価格の高騰の影響を受けた、自ら農業を営む個人及び法人(以下「農業者」という。)に対し、志木市営農燃油等価格高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 支援金の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次 のいずれにも該当する農業者とする。
  - (1) 市内に住所又は主たる事務所を有すること。
  - (2) 第4条の規定による申請をする日において農業を営んでおり、引き続き当該農業を営むことを継続する意思があること。
  - (3) 市税を滞納していないこと。

(支援金の額)

- 第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る額とし、令和4年1月1日を基準として算定する。
  - (1) 農作物の作付けを行っている農業者 当該農業者が農作物の作付けを行っている農地(市外の農地を含む。以下同じ。)の面積(1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てた面積)1アール当たり2,000円
  - (2) 施設園芸を行っている農業者 当該農業者が施設園芸用施設を使用し施設園芸を行っている農地の面積(1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てた面積)1アール当たり10,000円
  - (3) 酪農を行っている農業者 当該農業者が農地において飼養する牛

- の数1頭当たり5,000円
- (4) 養鶏を行っている農業者 当該農業者が農地において飼養する鶏の数(100羽未満の端数があるときは、これを切り捨てた数) 1 00羽当たり1,000円(申請)
- 第4条 支援金の交付を受けようとする対象者(以下「申請者」という。) は、志木市営農燃油等価格高騰対策支援金交付申請書(第1号様式) に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
  - (1) 誓約書(第2号様式)
  - (2) 本人確認書類の写し
  - (3) 農業を営んでいる農地の写真及び規模を証することのできる書類
  - (4) 同意書(第3号様式) (農地を借り受けている者が申請する場合 に限る。)
  - (5) 耕作証明書(市外の農地に係る申請の場合に限る。)
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請の期限は、令和4年12月28日とする。 (交付決定等)
- 第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、書類の審査、 現地調査等により、支援金の交付の可否及び額を決定し、交付をする ことの決定(以下「交付決定」という。)をしたときは志木市営農燃 油等価格高騰対策支援金交付決定通知書(第4号様式)により、交付 をしないことの決定をしたときは志木市営農燃油等価格高騰対策支援 金不交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(請求)

第6条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、志木市営農燃油等価格高騰対策支援金交付請求書(第6号様式)に振込先口座の通帳等の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

(交付)

第7条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、交付決定者が

指定した金融機関の口座に振り込む方法により、支援金を交付するものとする。

(取消し)

- 第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める ときは、当該交付決定者に係る支援金の交付決定を取り消すことがで きる。
  - (1) 第2条各号に掲げる事項に該当しない者であることが明らかとなったとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。
  - (3) その他市長が不適当と認めたとき。

(返環)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、 既に交付した支援金があるときは、その全部又は一部について、志木 市営農燃油等価格高騰対策支援金返還請求書(第7号様式)により、 期限を定めて返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。